

福祉・人権

有料道路における 障害者割引制度が一部変更

同制度の一部が次のように変更されました。①事前登録をしていない自動車でも割引が受けられる、②「ETCノンストップ走行」登録の、オンライン申請が可能に。

【各変更点の詳細等は
下図読み取りをご覧ください。
障害福祉課
620・1636



介護保険利用による住宅改修と 福祉用具の購入

要介護認定等を受けている人は、住宅改修や福祉用具の購入にかかる費用の一部が支給されます。住宅改修は事前に申請が必要です。必ず改修前に相談してください。なお、市が特定の事業者を紹介することはありません。不審なことがあればケアマネジャーや市にご連絡ください。

【住宅改修】窓手すりの取付け、段差解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取替え等、【対象額の7〜9割(上限20万円)】、【障害者を対象に介護保険外の住宅改修等助成も行っていますので、障害福祉課 ☎620・1636 にお問い合わせください。】**福祉用具購入** 【対腰掛便座、

自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の部分、排泄予測支援機器、【対象額の7〜9割(年度上限10万円)】、**問**長寿介護課 ☎620・1639

福祉タクシー料金を助成

【次のいずれかに該当し、入院や施設等(有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅を除く)に入所していない人、①おおむね65歳以上で要介護1〜5の市民税非課税または生活保護受給者、②身体障害者手帳(下肢・体幹・視覚と内部障害のいずれか)1・2級所持者、療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級所持者(所得制限あり)、**内**1枚あたり上限500円が助成されるタクシー利用券を1か月当たり4枚、申請月から当該年度分を一括交付、1乗車あたり乗車料金が千円未満の場合1枚、千円以上の場合2枚使用可、①両方の助成は不可、**申**①長寿介護課 ☎620・1637、②障害福祉課 ☎620・1636



1636 高齢者世帯の家賃を補助

市では、市・府営住宅以外の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯に、家賃の一部を補助しています。

【次の全てを満たす人、①自ら住宅を借りて家賃を支払っている、65歳以上の単身高齢者または60歳以上のみで構成される高齢者世帯(65歳以上を1人含む)、②世帯の全員が本市に継続して3年以上居住(住民基本台帳等に記載)、③家賃が月5万円以下(共益費等を除く)、④前年の収入が単身高齢者は228万円以下、高齢者世帯は304万円以下、⑤生活保護を受けていない、1か月当たり家賃額の3分の1(上限5千円)、**申**昨年の世帯収入証明書(年金の源泉徴収票等)、賃貸借契約書(写)、家賃支払証明書(通い帳・銀行振込明細書等)、希望する振込先口座の通帳、印鑑を直接、長寿介護課 ☎620・1637

地域密着型サービス事業者を募集

【時】5月8日(月)〜6月9日(金)、**内**認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、**備**詳細は市HP参照、**問**長寿介護課 ☎620・1639

くばらまオレレンジかふえの利用を

【時】①5月11日(木)・24日(水)・②18日(木)午後2時から、**所**①シニアプラザいば

らき、②葦原多世代交流センター、**内**交流会、**¥**100円、**備**その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、**問**福祉総合相談課 ☎655・2758



不登校・ひきこもりで悩む 親の相談会

【時】5月12日(金)、7月14日(金)、午後2時〜5時、**所**ユースプラザ「ペンポスタ・ぱーちスペース」(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内)、**対**不登校、ひきこもりの子ども・若者の保護者、**定**各先着3人、**内**子どもとの向き合い方、相談先や支援情報を得る場、**申**ひきこもり・家族支援ネット上 ☎090・9257・3903

福祉なんでも相談会

【時】6月3日(土)、午後2時〜4時、**所**アールプラザ茨木3階エスカレーター横、**内**コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、**問**(福)慶徳会常清の里CSW ☎646・56001

赤い羽根共同募金助成申請を受付

【対府内の民間社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を行う法人・団体が来年度に実施する事業、**備**詳細は府共同募金会HP参照、**申**5月1日〜19日(土)、**同**会 ☎06・6762・8717

暮らしのガイド

「人権擁護委員の日」
特別人権相談所を開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。この日にあわせて、人権擁護委員による人権相談の特設相談所を開設します。ご利用ください。

時 6月1日(木)、午前10時～正午、11時まで受付、午後1時～4時、3時まで受付、**所**ローズWAM402、**問**人権・男女共生課 ☎620・1640

配偶者暴力相談支援センターにご相談を

同センターでは、DVの被害者の支援に関する情報提供、被害者の安全確保や一時保護、自立のための情報提供、保護命令制度利用支援等、総合的・継続的な支援を行います。1人で悩まず、まずは ☎622・5757 にご相談ください。**問**人権・男女共生課 ☎620・1640

健康保険・年金

国民健康保険料の滞納者に
差押処分執行事前通知を送付

納期が過ぎても保険料を納付していない世帯に対し、督促状や催告書を送付しています。それでも納付がない場合には、金融機関の預貯金等の財産調査を行い、差し押さえを執行します。

昨年度分の保険料未納世帯に、差押処分執行事前通知を送付しますので、指定期日までに必ず納付してください。**問**保険年金課(徴収) ☎620・1631

予約年金相談のご利用を

時 5月2日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状))、**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



障害年金予約相談のご利用を

時 5月8日(月)・17日(水)・26日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30

分 4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



国民年金への加入届(種別変更届)を忘れずに

国民年金は、将来の老齢基礎年金、加入中の事故や病気等による障害基礎年金、または遺族基礎年金を支給する制度です。自営業者やフリーター、学生等は第1号被保険者、会社員や公務員等は第2号被保険者、会社員や公務員の被扶養配偶者は第3号被保険者の種別があり、就職・結婚・退職等により、国民年金の加入種別も変わります。退職等による第1号被保険者への種別変更の届出を忘れると、将来年金が受け取れなくなる場合があります。種別が変わる場合は離職票など退職日を確認できる書類と年金手帳・基礎年金番号通知書を持参し、届出をしてください。**問**保険年金課(年金) ☎620・1632

国民年金第1号被保険者の
産前産後期間保険料免除制度

手続きすることで、対象期間の国民

年金保険料は全額納付したものととして扱われますので、他の免除制度を利用中の人やすでに保険料を納付している人も手続きしてください。

時 出産(予定)日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)、**内**産前産後の国民年金第1号被保険者、**申**出産予定日の6か月前から、年金手帳、基礎年金番号通知書、母子健康手帳など出産日(予定日)がわかるもの、身分証等本人確認書類、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証(別世帯の場合は委任状)を、**保**険年金課(年金) ☎620・1632



ご存知ですか?
付加年金と国民年金基金

付加年金や国民年金基金は国民年金保険料に上乗せして保険料を支払うことで、将来受け取る年金を増額させる公的な年金制度です。免除・猶予制度を受けている人はいずれも加入できません。また両方の制度に同時に加入す

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込

ることはできません。

【付加年金】 国民年金第1号被保険者と任意加入者、**【掛金】** 月400円、年金受給額 200円×加入月数、**【積立年金】** 帳、基礎年金番号通知書、身分証、**【国民年金課】** (年金) ☎ 620・1632、**【国民年金基金】** 国民年金第1号被保険者と任意加入者、**【掛金】** や受給額は加入年齢や給付の型によって異なる、**【全国国民年金基金大阪支部】** ☎ 0120・65・4192

税金

今月の納付(5月31日(水)まで)

- 軽自動車(種別割)
- 固定資産税・都市計画税第1期分
- 介護保険料普通徴収第2期分

土地・家屋価格等帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の縦覧

土地・家屋の納税者は、市内の土地・家屋の価格等を記載した縦覧帳簿を5月31日まで縦覧できます。また、納税義務者は所有資産記載部分の固定資産課税台帳を、借地・借家人等は使用・収益対象記載部分の固定資産課税台帳を縦覧できます。

【所】 資産税課、**【持】** 来庁者の本人確認書類(運転免許証等)と、①代理人や別居の親族・②法人等委任状(①自署または押印・②代表者自署または社印・代表者印押印)、借地・借家人等の縦覧申請 貸借借契約書等、**【問】** 同課 ☎ 620・1615

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料収納

市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

【夜間】 5月22日(月)・25日(木)・26日(金)、午後8時まで、**【休日】** 28日(日)、午前9時～午後5時、**【所】** 国民健康保険料 市役所本館1階7番窓口、**【市税・清掃手数料】** 本館2階13番窓口、**【備】** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、声をかけてください。**【問】** ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

【時】 5月17日(水)、午後2時から、**【所】** 市役所南館6階会議室、**【備】** 一部非公開の場合同、**【問】** 教育政策課 ☎ 620・1680

納税通知書を送付

● 固定資産税・都市計画税

今年度の固定資産税・都市計画税全期分(第1～4期分)の納税通知書を5/1付けで送付しました。各納期限までに忘れずに納付してください。また、税額等の基礎となる資産明細書(土地・家屋)を添付または同封していますので、ご確認ください。

1/1現在、市内に土地・家屋・事業用償却資産を所有し、5/12頃までに納税通知書が届いていない場合は、ご連絡ください。**【問】** 資産税課 ☎ 620・1615

● 自動車税(種別割)

今年度の自動車税(種別割)の納期限は5/31です。納税通知書に記載の金融機関、郵便局、府税事務所、コンビニエンスストア等で納付してください。また、納付書の表面に印字されている「地方税統一QRコード」に対応した金融機関、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付等も可能です。詳細は府HPをご確認ください。自動車税コールセンター ☎ 0570・020156

● 軽自動車税(種別割)

今年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5/9付けで送付します。5/31までに納めてください。**【問】** 市民税課 ☎ 620・1614

市税の納付はキャッシュレスが便利

市税の納付には口座振替のほかに、スマホアプリ決済サービス、地方税お支払サイトからインターネットバンキングやクレジットカード納付(別途手数料要)も利用できます。スマートフォン等にアプリをダウンロード、またはサイト等に利用登録等の上、ご利用ください。**【備】** コンビニ収納用バーコードやeL-QRがない、または納付期限が過ぎた納付書等のご利用できません。要件・利用方法等詳細は市HPをご覧ください。**【問】** 収納課 ☎ 620・1616



暮らしのガイド

幼児教育・保育無償化の申請はお早めに

【次】のいずれかに該当する人、①私学助成の幼稚園を新たに利用する満3〜5歳児、②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する満3〜5歳児、③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児（②の満3歳児と③の0〜2歳児は住民税非課税世帯のみ）、【備】申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせください。【申】利用開始日までに、申請書（保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎620・1638

幼児教育・保育無償化の請求はお済みですか

【施】施設等利用給付2・3号認定を受けた、幼稚園・認定こども園（教育部分）・認可外保育施設等利用者で、1〜3月の請求書が未提出の人、【備】請求方法スケジュール等は市HP参照またはお問い合わせください。【申】領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課 ☎620・1638

5月5日〜11日は児童福祉週間

子どもの健やかな成長や子どもを取り巻く環境を社会全体で考える同週間

をきっかけに、子育てへの理解をより深め、自らできる子育て支援を考え、子育てしやすい環境づくりをすすめましょう。【問】こども政策課 ☎620・1625

青少年指導員の活動にご理解とご協力を

同指導員は、子どもの見守りや、地域行事への支援、巡回街頭指導による非行防止活動等を行っています。青少年が心身ともに健やかに成長できるように、同指導員の活動にご理解とご協力をお願いします。【問】社会教育振興課 ☎622・5180

まちづくり

新名神高速道路茨木千提寺PAでの出店事業者を募集

【時】7月〜来年3月、土・日曜日、祝日のうち市が指定する日、午前10時〜午後2時（前後1時間程度で設営・撤収）、【所】茨木千提寺PA内（屋外・屋内）、【次】のいずれかを満たす事業者、①市内で飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）または茨木市産の農産物や物品の販売業を営んでいる、②地域活性化の観点から茨木市産の農産物等を販売している地域団体、③出店時に茨木市産の農産

障害のある子どもの就学

【問】学校教育推進課 ☎620・1683

市では、すべての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行っています。



◆就学相談の流れ

- 【4〜5月】……………就学相談ガイダンスへの参加
- 【5月〜7月上旬】……………就学相談の申込・見学・相談
- 【7〜10月】……………見学・体験・相談
- 【11〜12月】……………就学面談（就学先決定）
- 【1月】……………学務課より就学通知書の送付

◆さまざまな教育の場

小・中学校

【通常の学級】支援の必要な子どもは、保護者と連携しながら「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの実態に応じて必要な支援を行います。

【通級指導教室】一人ひとりの教育的ニーズに応じた障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行います（週1回〜月1回程度）。他校の児童・生徒も指定された近隣の通級設置校に通うことができます。

〈対象〉障害に応じた特別の教育課程の編成を行う必要がある児童・生徒

【支援学級】必要に応じて各小・中学校に設置しています。障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別の教育課程（下学年の教科学習や支援学校の教育課程を参考にした学習等）を編成し、支援学級で少人数による指導を行います。

〈種別〉知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

支援学校

障害のある子ども一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた支援学校の教育課程を編成し、自立活動を中心とした学習が行われます。

〈種別〉視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

まずは、通われている園所または入学予定の学校・教育委員会にご相談ください。また、就学相談ガイダンスにもぜひご参加ください。そのほか詳細は市HPをご覧ください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：【時】とき、【所】ところ、【対】対象、【定】定員、【内】内容、【¥】費用・報酬など、【持】持ち物、【備】備考、【申】申込、

児童手当の再申請はお早めに

今年度の所得が所得上限限度額未満になる人は再申請をお願いします。昨年10月支給分（6～9月分）から児童を養育している人の所得が下表の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。しかし、児童手当は毎年当該年度の所得を元に支給額を決定する制度となるため、昨年度に所得上限限度額を超過し、児童手当の受給資格が消滅した人も、今年度の所得が所得上限限度額未満となる場合は、新たに「児童手当・特例給付認定請求書」を提出することで、手当が支給されます。

☑児童手当の所得額の計算方法・確認方法等詳細は市HPをご確認ください。☑5月中旬から6月頃に交付される住民税（市・府民税）の決定（変更）に関する通知書を受け取った日の翌日から15日以内に、ぴったりサービスから申請または、郵送、直接、こども政策課☎620・1625



	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。

物等を使用した飲食物または物品を販売できる、④市内で飲食物の移動販売の実績が十分にある、☑各口屋外5区画、屋内1区画、☑備出店事業者決定後に来店希望日を調整、詳細は募集要項（市HP掲載）参照、☑5月22日までに、下図読み取りまたは、メールで、北部整備推進課☎620・1609、hokubuseibij@city.ibaraki.jp



ibarakij.jp
チャレンジいばらき補助金
（学生等連携事業）
学生団体、高校生団体が取り組む地域の課題解決や活性化への活動に対し、補助金を交付します。
☑審査あり、詳細は下図読み取り参照、募集要領・申請書類は、5月8日か



市有財産等を有効活用したい事業者等の提案を募集

ら、市HPからダウンロード、☑5月15日～6月16日に、共創推進課☎655・2757

市有財産等の有効活用に係る民間提案制度として、事業者や団体の皆さんから、市の公共施設や未利用地、印刷物等を活用して、市民サービスの向上やにぎわいの創出、市の財政負担軽減・歳入確保に繋がる提案等を随時募集しています。詳細は下図読み取りからご覧ください。
☑財産活用課☎655・2754



「おおさか防災ネット」の登録を

同ネットでは、府と市町村が共同し、府民の防災対策に役立つ気象、地震等の防災情報を掲載しています。府・市HPからアクセスしてください。また、同ネットの防災情報メール配信サービス（左下図読み取りから空メールで登録）では、災害時の避難情報、避難所開設等の情報を携帯電話等に配信します。
☑府危機管理室☎06・6941・0351



ブロック塀等の撤去費用を補助

☑対道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、市の点検表により



厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの、☑通学路Ⅱ上限30万円、その他Ⅱ上限20万円、☑昨年度と同内容で補助期間を延長します。その他要件あり、手続きに必要な書類等の詳細は市HP参照またはお問い合わせください。
☑甲来年1月31日までに、建設管理課☎620・1650

5月は宅地防災月間

大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事等によって起こる崖崩れや土砂の流出等による災害の発生を未然に防ぐため、自宅の周辺を点検し、早急に適切な措置をしてください。
▼石垣、擁壁等に亀裂等はないか、割れ目から地下水等がしみ出していないか、
▼石垣、擁壁等の水抜き穴から水がうまく流れ出ているか、
▼地盤は沈下していないか、
▼排水溝に泥等が詰まっているか。
☑石積み・ブロック積み擁壁の自己診断マニュアルは府HPに掲載、☑審査指導課☎620・1661

暮らしのガイド

「おにくる」①芝生広場・②プラネタリウム（貸室利用）・③大ホール（舞台と1階席のみ利用）の抽選申込を開始

12月のプラネタリウムや芝生広場、来年6月の大ホールの利用開始に向け、5/20～30の間で初回の抽選申込を受け付けます。施設予約システムの詳細は右図読み取りからご確認ください。☎共創推進課 ☎655・2757



市住民活動災害補償制度のご活用を
市では、自治会や老人クラブ等の市民団体が行う公益的な活動中に発生する事故に備えて、一括して住民活動災害補償保険に加入しています。
☎ 対主な活動拠点 が市内にあり、構成員

住宅火災の逃げ遅れによる被害を防ぐため、「住宅用火災警報器」の設置が義務化されています。警報器は設置から10年ほど経過すると、電子部品の

住宅用火災警報器の定期的な点検を

住民活動災害保障保険制度

保険の種類		保障内容	
賠償責任保険	てん補 限度額	身体賠償	1人3,000万円、 1事故2億円（免責金額1万円）
		財物賠償	1事故500万円（免責金額1万円） ※受託品事故は保険契約期間中を通じて上限500万円
傷害保険	死亡	200万円（事故の日から180日以内に死亡）	
	後遺障害	6～200万円 （事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合）	
	入院	日額2,300円（事故の日から180日を限度）	
	通院	日額1,500円 （事故の日から180日以内で実日数90日を限度）	

が5人以上の団体が行う日帰りのボランティア活動等社会福祉向上のために無報酬で行う公益性のある事業や活動、☎左表のとおり、☎地域コミュニティ課 ☎620・1604

5月11日～20日に、同運動が実施されます。交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。【重点項目】▼子どもを始めとする歩行者の安全確保、▼横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上、▼自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底、▼二輪車と交通事故防止、☎交通政策課 ☎647・2916、☎関連イベント①セーフティドライバーワンデースクール ☎定先着20人、☎安全運転講話、交通ルールチェック、☎5月10日までに、電話で交通政策課、【②いばらき交通安全大会・交通安全フェスタ】☎式典、立命

春の全国交通安全運動



劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。定期的な作動確認を行い、機器交換等適切に維持管理をしましょう。☎予防課 ☎622・6950

下水道は生活排水や工場排水をきれいにして川や海に戻し、大雨の時には

快適な生活は下水道から

水道メーターは、検定に合格したものを使用し、有効期間は計量法で8年と定められています。水道部では、取替予定の家庭に「水道メーター取替のお知らせ」を事前配布し、有効期間内に取替えています。メーター付近はいつも清潔にするなど、取替作業にご協力ください。☎営業課 ☎620・1691

水道メーターの取替えにご協力を

鉛製の給水管を使用している場合、朝一番や長時間水道を使わなかった場合に鉛の濃度が高くなる場合があります。直ちに健康に影響を及ぼすことはありませんが、安心して使えるように、念のため開栓初期にバケツ1杯程度は飲み物以外に使用してください。☎工務課 ☎620・1692

鉛管対策をしましょう

鉛製の給水管を使用している場合、朝一番や長時間水道を使わなかった場合に鉛の濃度が高くなる場合があります。直ちに健康に影響を及ぼすことはありませんが、安心して使えるように、念のため開栓初期にバケツ1杯程度は飲み物以外に使用してください。☎工務課 ☎620・1692

浸水を防ぐなど、私たちの暮らしに欠かせないものです。下水道を正しく使用するため、次のことを心がけましょう。▼水洗トイレではトイレトーパー以外を流さない、▼台所の流しにごはん粒や野菜くずを流さない、▼油類は固めるか紙等で拭き取りごみ箱に捨てる、▼まずは年2回程度掃除する、▼木の根が下水道ますをふさがないように周りに樹木を植えない、☎下水道施設課 ☎620・1667

環境

地域清掃（一斉清掃）にご参加を

6月の環境月間にちなみ、美しいまちづくりのため地域清掃（一斉清掃）を行います。市民の皆さんのご参加とご協力をお願いします。

時 6月4日(日)、午前9時～正午、小雨
 決行、**所**市内全域、**備**実施要領は自治会等の代表に送付、地域清掃（一斉清掃）で出たごみ等は事前に連絡のあった場所でのみ収集、**関**環境事業課 ☎634・0351

古着等古布のリサイクルにご協力を

衣服、タオル、毛布等の古布は、穴やほつれ、黄ばみがあっても、洗濯して乾かし、清潔な状態であればリサイクルできますので、古布の日に出示してください。ただし、革製品、じゅうた

ん等の敷物、ぬいぐるみ、座布団、においや汚れのひどい布類は資源になりませんので、大きさを分けて、普通ごみ、粗大ごみ（小型）（大型）の日に出示してください。なお、居住地域で集団回収を実施している場合は、優先的に集団回収をご利用ください。**関**資源循環課 ☎620・1814

美化活動ベスト貸与

対定期的に市内の公共的な場所の美化活動を実施している市内在住・在勤・在学者、またはおおむね5人以上で組織され、市内に活動拠点を有する団体、**備**枚数制限あり（なくなり次第終了）、**申**直接、地域コミュニティ課 ☎620・1604



再生資源集団回収団体に報奨金

市では、古紙・古布等の再生資源を自主的に回収する地域住民団体等に對し、報奨金を支給しています。

対次の全てに該当する団体、①自治会・こども会・婦人会・老人会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体または社会福祉法人で、再生資源集団回収実施団体として登録された団体、②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分

している、③年間回収回数（1～12月）が6回以上で、年間回収量が1トン以上、**¥**2万円に回収量1トンにつき1500円を加えた額（上限7万5千円）、**申**6月30日までに、申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を、直接、同課 ☎620・1814

太陽光発電システムの保守点検を

住宅に同システムを設置して売電を行う場合でも、発電事業者として保守点検が義務付けられています。また、事故等を未然に防ぎ、安定的に発電を行うため、定期的に保守点検を行います。詳細は販売業者、設置業者または製造業者にお問い合わせください。**関**環境政策課 ☎620・1644

太陽光パネル・蓄電池の共同購入参加者を募集

時 8月31日(木)まで、**関**太陽光パネル・蓄電池をお得に購入する共同購入、**備**オンライン説明会実施、専用サイト上で資料提供、詳細は

下図読み取り参照、**関**おおさかみんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120・758・300



光化学スモッグ予報・注意報発令時のお願い

光化学スモッグの予報・注意報が発令された時は、屋外での激しい運動や



作業を避けて屋内に入り、健康被害の防止に努めてください。また、排気ガスを抑制するため、公共交通機関を利用するなど、車の使用を控えるようご協力をお願いします。なお、光化学スモッグ発令情報のメール配信サービスは、府HPから申し込みできます。**関**環境政策課 ☎620・1644

商工・消費生活

働きやすい職場づくり支援事業所を認定しています

ワークライフバランスや育児・介護支援、女性の活躍に取り組みなど一定の要件を満たす事業所を「働きやすい職場づくり推進事業所」として認定しています。昨年1月～今年3月に認定した事業所は次の事業所です。（一社）障がい者就労・就学支援協会仰空会（有）ゆつわケアセンター、（有）THC、（株）一想生、（特非）いばらき、（医）健晃会、（株）ふわふわ、社会保険労務

いばらき

大学探訪



今日は
大阪行岡医療大学 岡政策企画課
☎ 620・1605



地域の皆さんとより健やかな茨木に

同大学体育館で、「YUKIOKA 健康プロジェクト」と称して、月2回 ZUMBA® フィットネスの講座を開催しています。「ZUMBA®」とはラテンのリズムにのって、マイペースに体を動かすエクササイズです。経験豊富なインストラクターを招いて、地域の住民や学生、教職員と一緒に楽しめる内容となっており、初めての人でも気軽に参加できます。

コロナ禍が長く続き、有酸素運動の重要性が改めて見直されています。ZUMBA® は体力の維持・増進はもちろん、生活習慣病の予防や改善も期待でき、理学療法士を長年養成している大学として、地域の皆さんとより健やかな茨木を作っていけたらとの思いで取り組んでいます。講座への申込は随時受付中です。気軽にお問い合わせください。問合先 同大学 ☎ 621・0881

士法人みつばち、岡商工労政課 ☎ 620・1620

特定退職金共済制度のご利用を

退職金制度のない事業所や退職金制度を単独で実施できない事業所のため、パートタイム労働者を含めた従業員の労働条件の向上のためにもご利用ください。

☎ 1人月千円（100）から3万円（300）の範囲で選択加入、全額事業主負担、退職一時金、退職年金（加入期間

10年以上で退職時に、条件により選択可）、死亡時の遺族一時金、岡茨木商工会議所 ☎ 622・6631

障害者就業・生活支援センターのご利用を

障害者の自立を促進するため、働きたい・働きたい人、雇いたい企業からの相談を受け、支援します。岡茨木・摂津障害者就業・生活支援センター（摂津市障害者総合支援センター内） ☎ 072・665・7670、FAX 072・665・

7671

中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています（左表）。融資の申込に手数料は不要です。なお、制度には制約等があります。詳細は商工労政課に

市	制度名	限度額	期間	貸付年利率
市	①中小企業振興資金融資	1,250万円（無担保）	600万円以下= 60か月以内、600万円超1,250万円以下= 84か月以内	5年以内= 0.9%、5年超7年以内= 1.0%
市	②中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円（無担保）	120か月以内	金融機関所定（1.0%以下）
市	③小規模サポート資金	2,000万円（無担保）	84か月以内	1.4～1.6%
市	④開業サポート資金	3,500万円（無担保）	120か月以内	1.0～1.4%
府	⑤経営安定資金※	2億円（うち8,000万円は無担保）	84か月以内	金融機関所定
府	新型コロナウイルス感染症 ⑥伴走支援型資金※ ⑦経営改善サポート資金	⑥ 1億円 ⑦ 2億円（うち8,000万円は無担保）	⑥ 120か月以内 ⑦ 180か月以内	1.2%
府	上記以外の融資制度あり			

2/1 現在。貸付年利率は変更する場合あり。※原則、市の認定が必要

お問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。

【信用保証料の補助】 左上表のうち、600万円以下の制度融資、**特**信用保証委託申込書（写）、印鑑（法人は実印）、信用保証決定のお知らせ（写）（金融機関から交付）、返済予定表（写）（金融機関から融資手続完了後交付）、税の完納証明書（申請書は同課で配付）、本人名義の預金通帳、**申**貸付日から3か月以内に、同課 ☎ 620・1620

府労働相談センターのご利用を

時平日の午前9時～午後0時15分。午後1時～6時（木曜日は午後8時まで）、**所**エル・おおさか南館（大阪市中央区石町2-5-3）、**備**出張相談は豊能・泉北・南河内府民センターで実施（前日までに要予約）、**岡**府労働相談センター ☎ 06・6946・2600

大阪労働局総合労働相談コーナーのご利用を

時平日、午前9時～午後5時（火曜日は午後6時まで）、**内**解雇、労働条件、ハラスメント等の相談、**岡**同コーナー ☎ 0120・939・009（携帯電話・IP電話等不可）または ☎ 06・7660・0072

市勤労者互助会へご加入を

互助会に加入することで、事業所の

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または☎・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

勤労者互助会給付金一覧表

共済事由		共済金給付額(円)		
結婚祝金		40,000		
子の出生祝金		16,000		
子の小・中学校入学祝金		各 12,000		
死亡弔慰金	会員	交通事故死亡	560,000	
		交通事故死亡以外の不慮の事故死亡	160,000	
		その他の死亡	120,000	
	配偶者	配偶者	200,000	
		子	40,000	
		親	12,000	
障害見舞金	交通事故	16,000～520,000		
	その他	120,000		
傷病見舞金	休業 14 日以上	12,000		
	休業 30 日以上	28,000		
	休業 90 日以上	48,000		
	休業 120 日以上	68,000		
住宅災害見舞金	火災、航空機の墜落等	全焼・全壊	400,000	
		半焼・半壊	360,000 以内	
		一部焼・一部損壊	120,000 以内	
	自然災害	風水害	全壊・流失	120,000
			半壊	60,000
			床上浸水	4,000～60,000
		地震	一部壊	4,000 または 12,000
			全壊	40,000
			半壊	20,000
		一部壊	4,000	
		同居親族の死亡(一人当たり)	40,000	

事務負担を増やさず低コストで従業員
の福利厚生充実が図れます。また、
優秀な人材の確保や定着も期待できま
す。ぜひご活用ください。☎15歳以上
71歳未満で、次のいずれかに該当する
人、①市内の事業所・商店に勤務する
従業員や事業主(事業主のみの加入
は不可)、②市外の事業所・商店に従
業員として勤務する市民、☑各種共済
給付金(左表参照)、人間ドック受診
費用補助、宿泊・レジャー施設の優待
等、☑加入時1人100円(脱会時返金)、
1人月500円(①は会費の2分の1以上
は事業主負担、事業主が負担した会費

は損金または必要経費として処理可)、
☑パートタイマーも加入可(①は原則、
事業所・商店単位で加入)、☑同会(茨
木商工会議所内) ☎622・6631

求人

保育所・幼稚園・学童保育室
(会計年度任用職員)

☑①保育所、②幼稚園、③学童保育室、
☑①保育士(資格要)、朝・夕保育(応
相談)、②介助員(免許要、保育資格
でも可)、預かり保育(保育士資格ま

対次の全てに該当する人、①健康で責
任を持って調査事務を遂行できる、②
調査により知り得た秘密の保持ができ
る、③税務、警察や選挙に直接関係が
ない、④暴力団員・反社会的勢力では
ない、⑤原則、20歳以上、☑市内の一
定の区域(調査区)を受け持ち、各種
調査の対象世帯や事業所を訪問し、調

統計調査員を募集

その他



たは子育て支援員も可)、③加配指導
員(応相談)、☑(例)①保育士(フ
ルタイム) 月給20万7千円程度、朝
夕保育 月給4万2千円程度、②預か
り保育 月給13万1千円～15万2千
円、③加配指導員 月給7万4千円程
度、☑詳細は市HP参照、
☑申下図読み取りから申
込または、電話で人事
課 ☎620・1601



全国的に、身元調査等を目的に、第
三者が戸籍謄本等を不正取得する事例
が明らかになっています。市では、本
人以外の第三者に住民票の写しや戸籍
謄本等を交付した場合、本人へ交付し
た事実を封書で通知する同制度を実施
しています。不正取得による権利侵害

本人通知制度の登録で
不正取得の防止を

本人通知制度の登録で不正取得の防止を
カードコールセンター ☎655・0162

マイナポイントの手続支援を実施
時①5月9日(火)・②10日(水)・③11日(木)
④13日(土)・⑤16日(火)・⑥18日(木)・⑦19
日(金)・⑧23日(火)・⑨25日(木)・⑩26日(金)
午前10時～午後4時、☑①庄栄・②郡
③三島・④彩都西・⑤豊川・⑦玉櫛・
⑧西河原・⑩沢池コミュニティセン
ター、⑥安威・⑨福井公民館、☑マイ
ナポイントの予約・申込手続のサポー
ト、☑マイナンバーカード、数字4桁
のパスワード、決済サービスID・セキュ
リティコード、通帳等本人名義の口座
情報(希望者)、☑同支援は平日に市役所
でも実施、本人以外の手続き不可、自
動車での来場不可、☑市マイナンバ

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☑問合先、☑メールアドレス、HP ホームページ、☑保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

市職員を募集 ～ともに、次なる茨木へ。～

☎ 人事課 ☎ 620・1601

事務・技術職職員採用試験説明会

時 6/1 (木)、午前の部 = 10:00 から、午後の部 = 14:30 から、**所** 市役所南館 10 階大会議室、**定** 各先着 200 人程度、**内** 全体説明 (市の仕事・組織、採用試験の状況等)、先輩職員との座談会、**備** 採用試験情報は 5 月下旬に市 HP に掲載予定、当日は公共交通機関をご利用ください。**申** 5/31 までに、右図読み取りから申込



学童保育指導員 (任期付短時間勤務職員) の仕事説明会

時 5/10 (水)、10:00 から、**所** 市役所南館 8 階中会議室、**定** 先着 50 人程度、**内** 全体説明 (勤務条件、採用試験の状況等)、現役指導員からの仕事内容の説明、**備** 採用試験情報は HP 参照、当日は公共交通機関をご利用ください。**申** 5/9、12:00 までに、右図読み取りから申込



学童保育指導員 (任期付短時間勤務職員) 採用試験

時 【試験日】 5/1 (月) ~ 22 (月) の間にテストセンターで受験、25 (木) に個別面接、**定** 15 人、**備** 任期は 7/1 ~ 令和 8 年 3/31、募集要項は市 HP からダウンロード、受験資格等詳細は市 HP 参照、**申** 5/15 までに、右図読み取りから申込



行政相談をご利用ください

行政相談では、国の仕事に関する要望・苦情等の受付、助言や関係機関に対する通知等を行っています。市役所の相談窓口 (23 ページ参照) のほか、総務省行政相談センター ☎ 0570・09・0110 でも相談できます。☎ 市民生活相談課 ☎ 620・1603



市政に対するアイデアをお寄せください

市では、皆さんからの市政に対するアイデアを募集しています。アイデアは、市役所本館東玄関、中央・穂積・



ローズWAMが所蔵する図書の出貸のWeb予約

市 HP または左下図読み取りから、ローズWAM所蔵図書の検索と貸出の予約ができます。図書貸出カードの新規作成は予約時にできます。ぜひご利用ください。☎ ローズWAM ☎ 620・9920



飼い猫避妊・去勢手術費補助金

☎ 市内で猫を所有している市民、**【対象手術】** 4 月 1 日 ~ 来年 3 月 31 日に行う避妊・去勢手術 (メス猫は子宮と卵巣の摘出、オス猫は精巣の摘出)、**【対象動物病院】** 茨木市、高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能町内の動物病院、**内** メス 3 千円、オス 2 千円、同年度に 1 世帯当たり 1 匹、**備** 予算の範囲内で先着順、所有者不明猫 (野良猫) は対象外、**申** 来年 3 月 31 日 (必着) までに、

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

申請書（市民生活相談課、北辰出張所、各コミュニティセンター、各いのち・愛・ゆめセンター、市内動物病院で受付、市HPからダウンロード可）を手術後、動物病院長から手術証明を受け、郵送または直接、同課 ☎620・1603

フューチャープラザ・グラウンド ホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グラウンドホールの来年6月22日・23日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

【抽選会】5月17日（水）午前11時から、**所同プラザ**、**備利用予定者**のうち希望者にはグラウンドホールの見学会（5月17日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合）も実施、イベントホールの予約も可（グラウンドホールの予約日と同日のみ）、**申**5月1日～10日にメールまたはファックス（住所、団体名、氏名、電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入）で、文化振興課 ☎620・1810、**FAX** 622・7202、✉bunkashinkou@city.ibaraki.jp

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの6月抽選分と生涯学習センター・ロー

ズWAMの12月抽選分の申込受付は5月20日～31日に行います。「福祉文化会館」文化ホール 来年6月1日～30日終日、「クリエイトセンター」センターホール 来年6月8日・9日・16日・19日・21日～23日終日、多目的ホール 12月1日～3日・9日・10日・23日～25日終日、13日・27日～午前9時～午後5時、16日～午後1時～5時、16日～午後1時～5時、22日～午後1時～10時、「生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール」12月1日～27日終日、「ローズWAM（火曜日休み）ワムホール 12月10日・21日～午後0時30分～6時

JR茨木駅西口駅前広場に時計を設置

3月30日に茨木オークライオンズクラブから時計「オークまちなか時計」が設置・寄贈されました。**問**建設管理課 ☎620・1650



広報いばらき、市HP・庁舎内の広告・生涯学習情報誌「NextStage」の広告事業者を募集

問①②まち魅力発信課 ☎620・1602、③市民課 ☎620・1621、④生涯学習センター ☎624・8182

市では①広報いばらき・②市HP・③庁舎内の6台の液晶モニター（広告モニター付番号案内システム）に広告枠を設け、地元企業等のPRに活用していただくとともに、広告収入を市政運営の財源として有効活用しています。また、④生涯学習情報誌「NextStage」の広告事業者を募集しています。詳細は右図読み取りからご覧ください。



申込先

広報いばらき

(株)ジチタイアド ☎092・716・1401

市HP

まち魅力発信課

広告モニター付番号案内システム

長田広告(株) ☎072・650・5100

生涯学習情報誌「NextStage」

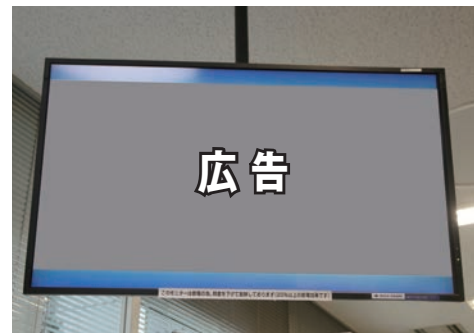
生涯学習センター



広報いばらき



市HP



広告モニター付番号案内システム

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

5月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、40ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ	
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※) 相続、離婚等	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1週間前、8:45 から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が閉庁日 の場合は、電話予 約のみ直前の開庁 日)	女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日を除 く)、9:30～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
日曜法律相談 (先着7人)	28日(日)、9:00～12:30 (22日、8:45から電話または いばライフで予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日を除 く)、10:00～16:00		
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※)		男性のための 電話相談 ☎620・9929	17日(水)・24日(水)、 18:30～21:30		
国の仕事に関する 行政相談	18日(木)、 13:00～15:00		女性のはたらき方 相談	13日(土)、9:30～12:30 (要予約)		
司法書士相談 (各日先着5人)	17日(水)、24日(水)、 9:30～12:00(※) 登記、相続、後見人、多重債務等		女性法律相談	18日(木)・20日(土)、 9:30～12:30(要予約)		
土地家屋調査士相談 (先着5人)	17日(水)、9:30～12:00(※) 土地の境界等		仕事なんでも相談	25日(木)、13:00～16:00		
税務相談 (各日先着5人)	11日(水)・25日(水)、 13:00～16:00(※)		DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・ 8600、全日本不動産協会☎ 06・6155・1717にお問い合わせ ください。		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		人権センター ☎622・6613
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、13日(土)・27日(土)、 9:00～12:00		人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
戸籍相談 (先着4人)	18日(木)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)		お仕事じっくり 相談 (要予約)	①12日(金)・②26日(金)・ ③22日(月)、13:30～15:30		
人権擁護委員 による人権相談	11日(水)・25日(水)、 13:00～15:00	暮らし設計相談 (要予約)	①19日(金)・②12日(金)、 ③20日(土)、 13:00～17:00			
ひとり親のため の法律相談	23日(水)、13:00～16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	いばらきにじいろ 電話相談	9日(水)、13:00～17:00	人権・男女共生課 ☎620・1640		
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	生活困窮に関する 相談	27日(土)、15:00～20:00 性的マイノリティ等	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752		
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	経営相談	毎週月～金曜日、 10:00～17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620		
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)			
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00(要予約※) 発達・心理	仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、25日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955		
電話教育相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00、 ☎625・7830	防火相談	毎日、9:00～17:00			
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	緑の相談	12日(金)、10:00～12:00・ 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館 1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654		
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	9日(水)、9:00～12:00 (2日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755		
		建築物の耐震、 建替え、改修等 の相談 (先着4組)	18日(木)、13:00～16:15 (11日までに要予約)			

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、